



◎岡山県告示第三百四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 株式会社フアーム

住所 愛媛県西条市大町1705-1

氏名 代表取締役 森貞 幸浩

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 岡山農業公園ドイツの森クローネンベルク

所在地 岡山県赤磐市仁堀中2006

# 平成26年5月23日 岡山県公報 第11586号

(3) 特定施設に関する事項

変更なし

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1		No. 2～7	
	変更無し		新設（雨水）	
区分	通常	最大	通常	最大
水量（m <sup>3</sup> /日）	238.8	261	-	-
p H	5.8～8.6	5.8～8.6	-	-
BOD（mg/ℓ）	10	20	-	-
COD（mg/ℓ）	15	20	-	-
SS（mg/ℓ）	30	50	-	-
油分（mg/ℓ）	5	5	-	-
T-N（mg/ℓ）	10	20	-	-
T-P（mg/ℓ）	1.5	2	-	-
大腸菌群数（個/cm <sup>3</sup> ）	3,000	3,000	-	-

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成26年5月23日から同年6月13日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び赤磐市役所

◎岡山県告示第三百五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項に規定する指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

- (1) 高梁市高倉町田井字辰野三一一四番一の一部、同字ヒキノコ三一一九番の一部、三一一九番一の一部、同字ヒキノ子三六四二番一の一部
- (2) 高梁市高倉町田井字向谷一八六八番

二 備考

- 1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
- 2 一の区域については、平成二十六年三月三十一日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

# 平成26年5月23日 岡山県公報 第11586号

## ◎岡山県告示第三百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

リハビリデイサービス遊久里 つるみ

#### 2 所在地

岡山県備前市鶴海一五六―一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社Life Option Presenter

#### 2 所在地

岡山県備前市鶴海字北浦三七〇九番地二二

### 三 指定年月日

平成二十六年六月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇六八〇

### 五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

◎岡山県告示第三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
備前市蕃山字門前一三五〇
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

〔二三九〕 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二  
条第七号に規定する指定地方公共機関として次の者を指定した。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 岡山市立市民病院

# 平成26年5月23日 岡山県公報 第11586号

〔二四〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ鴨方店

所在地 浅口市鴨方町六条院中字森山後三四九八番地三ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 建三

## 3 変更事項

### (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前十時

（変更後）午前零時

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）午後十時

（変更後）午後十二時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十時三十分まで

（変更後）午前零時から午後十二時まで

## 4 変更年月日

平成二十六年五月十日

## 5 変更事項以外の事項

# 平成26年5月23日 岡山県公報 第11586号

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 建三

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千五百五十七平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 百二十八台

イ 駐輪場の収容台数 二十八台

ウ 荷さばき施設の面積 四十六・八平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 五十二・五立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後九時まで

二 届出年月日

平成二十六年五月八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年五月二十三日から同年九月二十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び浅口市産業建設部産業振興課

# 平成26年5月23日 岡山県公報 第11586号

〔二四一〕土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		退任役員		就任役員		住所		理事別	
氏名	氏名	氏名	氏名	住所	住所	住所	住所	理事別	理事別	理事別	理事別
大谷池土地改良区		福永 孝雄	福永 孝雄	勝田郡奈義町広岡七二				理事			
		福永 暹						理事			
		奥 正親						理事			
		鷺田 康行	奥 輝明					理事			
			青木 達郎					理事			
			福永 博光					理事			
			奥 真人					理事			
			鈴木 正義					理事			
			鈴木 正義					理事			
			青木 達郎					理事			
			鷺田 康行					理事			

平成26年5月23日 岡山県公報 第11586号

〔二四二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住 所	理事 監
香々美土地改良区	退任役員	就任役員	事 別		
渡邊 啓	渡邊 啓	産賀 洋昭	産賀 洋昭	苦田郡鏡野町香々美五二三	理事
産賀 洋昭	産賀 洋昭	産賀 幹雄	産賀 幹雄	香々美三九	理事
齊藤 啓志	齊藤 啓志	香々美三九	香々美三九	公保田二九一三	理事
小谷 哲也	小谷 哲也	公保田二九一三	公保田二九一三	七二	理事
		公保田四三五	公保田四三五	三九九一	理事
		中尾 清則	中尾 清則	四五二	理事
		高宮 淳	高宮 淳	二八八	理事
		水嶋 一昭	水嶋 一昭	七二七五	理事
		齊藤 明弘	齊藤 明弘	七二七五	理事
		渡辺 琢二	渡辺 琢二	七二七五	理事
		山根 隼人	山根 隼人	七二七五	理事
		水杉 喜行	水杉 喜行	一二一九一	理事
		長石 忠彦	長石 忠彦	九〇七一	理事
		高宮 義和	高宮 義和	一五〇	理事
		武田 治	武田 治	五〇一	理事
		中尾 忠志	中尾 忠志	九〇三一	理事

平成26年5月23日 岡山県公報 第11586号

〔二四三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の就任の届出があつた。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

鏡野町小田土地改良区

二 就任役員

就任役員

氏 名

住 所

理事監

事の別

理事

高田 新一

苫田郡鏡野町上森原四八〇

〔二四四〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市、真庭市	測量区域
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）	測量の種類
平成二十六年七月一日から平成二十七年一月三十一日まで	測量期間

# 平成26年5月23日 岡山県公報 第11586号

〔二四五〕河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により、一級河川高梁川水系中上流ブロック河川整備計画を平成二十六年五月一日に定めた。

その関係図書は、岡山県土木部河川課、岡山県備中県民局建設部建設企画課、同部高梁地域設計審査班及び同部新見地域設計審査班において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十三日

河川管理者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

〔二四六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により早島町から岡山県南広域都市計画下水道（早島町決定）に係る都市計画の変更の図書の写しの送付があつたので、当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画下水道（早島町決定）

二 都市計画の変更年月日

平成二十六年五月十二日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、早島町役場上下水道課において縦覧に供する。

平成26年5月23日 岡山県公報 第11586号

〔二四七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字宮東九五三―一、九五四―一、九五二―一〇

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市総社一丁目一―五〇

土井建設株式会社

代表取締役 高見 佳久

三 許可番号

岡山県指令建指第三六四号

〔二四八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字山崎一三一四、一六一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区奉還町三丁目八一二〇リビンコートSTUDIO奉還町七〇一号

山本 恵理

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇号

# 平成26年5月23日 岡山県公報 第11586号

〔二四九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西坂台一三五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡一四五〇―一

谷 浩介

谷 いづみ

三 許可番号

岡山県指令建指第三五五号

〔二五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字宮東九五三―一、九五四―一、九五二―一〇

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市総社一丁目一―五〇

土井建設株式会社

代表取締役 高見 佳久

五 許可番号

岡山県指令建指第三六四号

〔二五一〕岡山県警察放置車両確認事務委託契約に係る入札に参加する者に必要な資格の審査を次のとおり実施する。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 資格審査を行う業務

岡山県警察放置車両確認事務

二 資格審査事項

- 1 申請時の直前の二事業年度における売上高
- 2 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額
- 3 直前決算における流動比率
- 4 直前決算における固定比率
- 5 直前決算における総資本経常利益率
- 6 申請時における従業員数
- 7 申請時までの営業年数

三 入札参加資格の審査を受けられない者

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者
- 2 都道府県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税若しくは地方消費税を滞納している者
- 3 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の八の規定による岡山県公安委員会の登録を受けていない者
- 4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者
- 5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人
- 6 過去二年以内において、4又は5に該当するに至ったことにより、岡山県警察放置車両確認事務委託契約に係る入札参加者の資格審査要領（平成十七年岡山県告示第六百七十三号。以下「審査要領」という。）第十条の規定による入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

- 1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

- (1) 審査要領第四条第一項に規定する入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）
  - (2) 登記事項証明書
  - (3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）。ただし、岡山県に納税の義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県知事が発行した都道府県税（延滞金等を含む。）の納税証明書
  - (4) 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書
  - (5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
  - (6) 申請時の直前の二事業年度における決算を明らかにする書類（貸借対照表及び損益計算書）
  - (7) 印鑑登録証明書
  - (8) 誓約書
  - (9) 役員及び支配人の名簿
  - (10) 岡山県公安委員会が発行した道路交通法第五十一条の八の規定による登録（更新）通知書の写し
  - (11) 都道府県公安委員会が発行した駐車監視員資格者証の写し（二名分以上）
  - (12) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
- 2 提出期間
- 平成二十六年六月九日から同月二十日まで（岡山県の休日を含める。平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県警察本部警務部会計課

4 提出方法

2の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に3の提出場所において提出すること。

五 資格審査申請書の交付期間等

1 交付期間

平成二十六年五月二十三日から同年六月十三日まで（県の休日を除く。）とする。

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県警察本部警務部会計課

3 交付方法

(1) 交付場所への来所による場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に2の交付場所において交付する。

(2) ホームページからのダウンロードによる場合

岡山県警察ホームページ「入札・契約」からダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?1>

if\_id=72222

(3) 郵送による交付の場合

返信用の封筒（角型二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル）の封筒に返信先宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、岡山県警察本部警務部会計課（郵便番号七〇〇一八五一一）宛に請求すること（平成二十六年五月三十日までの消印のあるものに限る。）。

六 資格審査の結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 資格の有効期間

資格を付与した日から平成二十九年二月末日までとする。

八 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県警察本部警務部会計課契約担当（〇八

六）二三四一〇一一〇 内線二二四二）

◎岡山海区漁業調整委員会公示第一号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百二回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十六年五月二十三日

岡山海区漁業調整委員会

会長 奥野 雄二

一 日時 平成二十六年六月四日(水)

午後二時三十分から

二 場所 岡山市南区浦安南町四九四番八号

岡山県漁業協同組合連合会会議室

TEL(〇八六)二六二―四四四三

三 議題

第一号議案 委員会指示について